

食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針（平成17年4月21日食品安全委員会決定）改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

(改正案)	(現行)
<p>名称</p> <p>食品安全委員会緊急時対応指針</p>	<p>名称</p> <p>食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針</p>
<p>前文</p> <p>本指針は、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等への対応に関する手順を定めるものである。</p> <p>なお、本指針は、「消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱」（平成21年8月11日関係府省庁申合せ）、「緊急対策本部について」（平成21年8月11日関係府省庁申合せ）及び「消費者安全情報総括官制度の運用に関する基本要綱」（平成21年9月1日消費者安全情報総括官会議申合せ）と適切に連携しつつ活用することとする。</p>	<p>前文</p> <p>本指針は、「<u>食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱</u>」（平成17年4月21日関係府省申合せ。以下「実施要綱」という。）及び「<u>食品安全委員会緊急時対応基本指針</u>」（平成16年4月15日食品安全委員会決定。以下「基本指針」という。）に<u>即し</u>、食品安全委員会（以下「委員会」という。）における食中毒（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条第1項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）及びその他食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害を生じさせ、又は生じさせるおそれがある危害要因（以下「食中毒等」という。）による緊急事態等（「<u>食品安全関係府省緊急時対応基本要綱</u>」（平成16年4月15日関係府省申合せ）に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）への対応に関する<u>具体的な</u>手順を定めるものである。</p>
<p>本文</p> <p><u>I 対象となる緊急事態等</u></p> <p>本指針において、緊急事態等とは、<u>食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある場合であって、食品の安全性を確保するために緊急の対応を要するときとする。具体的には、</u></p> <p>① <u>害が大規模又は広域であり、かつ委員会、消費者庁及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をい</u></p>	<p>本文</p>

う。以下同じ。)の相互間において対応の調整を要すると考えられる事案

② 科学的知見が十分でない原因により被害が生じ、又は生ずるおそれがある事案

③ ①又は②に該当しないが、社会的影響等を勘案し、緊急の対応が必要と考えられる事案

④ 消費者安全法（平成21年法律第50号）第2条第6項の定める重大事故等及び消費者安全情報総括官制度の運用に関する要綱（平成21年9月1日関係府省庁申合せ）に基づく重要事案のうち本指針に定める食中毒等による緊急事態等に関する事案が想定される。

II 緊急時対応の基本方針

緊急事態等への対応に当たっては、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、平時から、食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報（以下「食品危害情報」という。）の広範囲な収集及び分析を行うとともに、科学的知見に基づく迅速かつ適切な対応を行うため、消費者庁及びリスク管理機関等と緊密に連携しつつ、国民の生命又は健康への悪影響の未然防止又は抑制に努めることとする。

また、収集した情報の評価、緊急事態等であるかどうかの判断その他の緊急時対応は、特定の感受性集団（乳幼児、妊婦、高齢者等）への影響等を考慮しつつ、常に最悪の事態も想定して行うこととする。

III 平時からの対応

1 平時からの準備体制

（略）

（1）～（3）（略）

（4）夜間休日を含む消費者庁及びリスク管理機関との情報連絡体制の整備

I 平時からの対応

1 平時からの準備体制

（略）

（1）～（3）（略）

（4）委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安

<委員会、消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口>

- ・ 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ・ 消費者庁消費者安全課
- ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ・ 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官
- ・ 環境省水・大気環境局土壌環境課

(5)～(6) (略)

2 平時からの情報収集等

(1) 情報・緊急時対応課による情報収集等

① 情報・緊急時対応課は、平時から、評価課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報（以下「食品危害情報」という。）並びに科学的知見の収集を行うこととする。

- ・ 委員及び専門委員
- ・ 消費者庁及びリスク管理機関等
- ・ 地方公共団体
- ・ 関係試験研究機関（厚生労働省国立医薬品食品衛生研究所、厚生労働省国立感染症研究所、（独）国立健康・栄養研究所、農林水産省動物医薬品検査所、（独）農林水産消費安全技術センター、（独）農業・食品産業技術総合研究機構、（独）農業環境技術研究所、（独）農業生物資源研究所、（独）国際農林水産業研究センター、（独）水産総合研究センター等）
- ・ 関係団体（医療機関等）

全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）の情報連絡窓口の設置（別添2「リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）

<委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口>

- ・ 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- ・ 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- ・ 農林水産省消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官
- ・ 環境省水・大気環境局土壌環境課

(5)～(6) (略)

2 平時からの情報収集等

(1) 情報・緊急時対応課による情報収集等

① 情報・緊急時対応課は、平時から、評価課と連携して、次に掲げる主要な情報収集先から、直接に又は報道機関若しくはインターネット等を通じて、広く食品の摂取を通じて、国民の生命又は健康の保護に直接関わる危害情報及び食品の関与が疑われる危害情報（以下「食品危害情報」という。）並びに科学的知見の収集を行うこととする。

- ・ 委員及び専門委員
- ・ リスク管理機関
- ・ 関係試験研究機関
- ・ 関係国際機関及び主要国の公的機関

<p>・ <u>海外関係（関係国際機関、主要国の公的機関、在外公館等）</u></p> <p>②～③（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>（3）委員及び専門委員による情報収集等</u></p> <p><u>委員及び専門委員は、独自に食品危害情報等についての収集を行い、収集した情報について、必要に応じ、事務局に提供することとする。</u></p> <p><u>（4）科学的知見に基づく概要書の作成</u></p> <p>情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、（1）、<u>（2）及び（3）</u>の規定により収集された食品危害情報や科学的知見を基に、概要書（以下「<u>ファクトシート等</u>」という。）を事前に作成しておくこととする。</p> <p>3 平時からの情報提供等 （略）</p> <p>4 <u>消費者庁及びリスク管理機関との緊密な連携</u></p> <p>（1）委員会は、情報連絡窓口である情報・緊急時対応課を通じて、<u>消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課（別添2「消費者庁及びリスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧」参照）との間で、食品危害情報の連絡及び交換を行い、消費者庁及びリスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。</u></p> <p>（2）～（3）（略）</p>	<p>②～③（略）</p> <p>（2）（略）</p> <p><u>（3）科学的知見に基づく概要書の作成</u></p> <p>情報・緊急時対応課は、平時から、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、（1）<u>及び（2）</u>の規定により収集された食品危害情報や科学的知見を基に、概要書（以下「<u>ファクトシート</u>」という。）を事前に作成しておくこととする。</p> <p>3 平時からの情報提供等 （略）</p> <p>4 <u>リスク管理機関との緊密な連携</u></p> <p>（1）委員会は、情報連絡窓口である情報・緊急時対応課を通じて、リスク管理機関の情報連絡窓口及び関係課（別添2「<u>リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧</u>」参照）との間で、食品危害情報の連絡及び交換を行い、リスク管理機関との緊密な連携を図ることとする。</p> <p>（2）～（3）（略）</p>
---	---

(4) 委員会は、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）等に基づき、平時から、消費者庁及びリスク管理機関と連携して、次に掲げる会議を定期的開催し、消費者庁及びリスク管理機関との情報交換を行うこととする。

①～③（略）

5 緊急時対応訓練の実施
（略）

IV 初動対応

1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理

(1) 委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート」（別紙様式1）により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。

(2) 受付者は、当該情報について、速やかに情報・緊急時対応課に情報連絡を行うこととする。

なお、情報提供者が、消費者庁及びリスク管理機関の職員以外である場合には、情報・緊急時対応課は、消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を迅速に行うこととする。

2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡

(1) 情報・緊急時対応課は、1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると認めると

(4) 委員会は、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）に基づき、平時から、リスク管理機関と連携して、次に掲げる会議を定期的開催し、リスク管理機関との情報交換を行うこととする。

①～③（略）

5 緊急時対応訓練の実施
（略）

II 初動対応

1 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理

(1) 委員会に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡があった場合には、受付者は、「消費者被害情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官情報共有シート」（別紙様式1）により、必要な情報の聴取及び記録を行うとともに、情報提供者に対し、当該情報に関する資料の有無を確認し、関連する資料がある場合には、FAX等による迅速な資料の送付を依頼することとする。

(2) 受付者は、当該情報について、速やかに情報・緊急時対応課に情報連絡を行うこととする。

なお、情報提供者が、リスク管理機関の職員以外である場合には、情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を迅速に行うこととする。

2 食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡

(1) 情報・緊急時対応課は、1で受理した情報が、緊急事態等に該当すると認めると

<p>きは、「食品安全委委員会緊急時連絡ルート（別添3）を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。</p> <p><u>事務局長は、情報・緊急時対応課からの連絡を受けた後、速やかに委員長（委員長と連絡が取れない場合には、委員長代理とする。以下同じ。）に第一報を連絡することとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 委員長は、1で受理した情報の情報提供者が<u>消費者庁及びリスク管理機関の職員以外である場合において、必要であると認めるときは、「緊急事態に対する政府の初動対応体制について」（平成15年11月21日閣議決定）に基づき、内閣情報調査室に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。</u></p> <p>3 第一次参集要員等の対応</p> <p>(1) 事務局長は、<u>委員長から指示された事項について、自ら又は事務局各課に指示した上で、速やかにこれを実施することとする。</u></p> <p><u>また、事務局長は、夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると認めるときは、情報・緊急時対応課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>4 初動対応の決定</p> <p>(1) 委員・事務局会議の開催 (略)</p>	<p>きは、<u>基本指針に基づく「食品安全委委員会緊急時連絡ルート（別添3）を通じて、迅速に委員会内への情報連絡を行うこととする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>また、委員長は、1で受理した情報の情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合において、必要であると認めるときは、内閣情報調査室に対し、迅速に報告を行うよう事務局長に指示することとする。</u></p> <p>3 第一次参集要員等の対応</p> <p>(1) 事務局長は、夜間休日に、食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報連絡を受け、第一次参集要員の参集が必要であると認めるときは、情報・緊急時対応課長を通じて、速やかに第一次参集要員の参集を指示するとともに、必要に応じ、原因別参集要員に対しても参集を指示することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 初動対応の決定</p> <p>(1) 委員・事務局会議の開催 (略)</p>
---	---

(2) 委員会会合の開催

委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると認めるときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、Vに掲げる対応策を決定することとする。

この場合において、委員長が消費者庁及びリスク管理機関からの報告が必要であると認めるときは、委員会会合において、関係する消費者庁及びリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。

なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒等による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。

(3) 専門調査会会合の開催

委員長は、緊急事態等の事案に応じて、関係する専門調査会に対し、その開催を指示し、必要な情報の収集又はリスクコミュニケーションの方法の決定等について専門的知見に基づき審議させることとする。

(4) 食品安全担当大臣への報告

委員会は、消費者庁及びリスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。

5 その他

(2) 委員会会合の開催

委員会は、(1)に規定する委員・事務局会議における検討結果に基づき委員会会合の開催が必要であると認めるときは、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、委員会会合において、IIIに掲げる対応策を決定することとする。

この場合において、委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると認めるときは、委員会会合において、関係するリスク管理機関の職員及び当該危害要因に関する専門家を招致し、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。

なお、委員会会合は、原則として公開で開催するとともに、その議事録及び提出資料を原則としてホームページ上で公開するほか、必要に応じ、委員長が審議結果等に関する記者発表を行い、食中毒等による緊急事態等に関する国民への情報提供に努めることとする。

(3) 食品安全担当大臣への報告

委員会は、リスク管理機関からの報告の内容及び委員会会合において決定された対応策について、委員長が必要であると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。

5 その他

(略)

(略)

III 対応策の実施

1 緊急対策本部の設置及び関係府省連絡会議の開催

(1) 緊急対策本部の設置のための緊急協議の実施の助言

委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、閣僚級により総合的に対処する必要があると認めるときは、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言することとする。

(2) 関係府省連絡会議の開催

① 事務局長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会から関係府省連絡会議の開催を指示されたときは、リスク管理機関と連携して、速やかにこれを開催することとする。

なお、関係府省連絡会議の対応状況については、定期的に委員会会合において報告することとする。

② 委員会は、①に規定する場合のほか、緊急対策本部が設置された場合においても、緊急対策本部の事務を補助するため、リスク管理機関と連携して、関係府省連絡会議を開催することとする。

V 対応策の実施等

1 緊急時における情報収集等

(1) 緊急時における情報収集等

① 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、III 2の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うことと

2 緊急時における情報収集等

(1) 緊急時における情報収集等

① 事務局各課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、I の2の規定に基づき、迅速に当該緊急事態等に関する情報及び科学的知見の収集を行うこと

する。

- ② 情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、Ⅲ 2 (4)の規定による当該緊急事態等に関するファクトシート等を作成していないときは、①の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、別に定める「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」等に基づきファクトシート等を速やかに作成することとする。
- ③ 情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、①の規定により収集された科学的知見を基に、②の規定によるファクトシート等の作成と併せて、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシート等に関するQ&Aを作成することとする。

(2) 現地派遣による情報収集等

① 職員等の現地派遣の決定

委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。

具体的に、職員等の現地派遣が必要となり得る場合としては、主に、

- ・ 食中毒等による緊急事態等の発生に伴い現地対策本部等が設置され、現地において集約された情報収集が必要であると認める場合
- ・ 委員会、消費者庁及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合
- ・ 委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、現地で直接に情報を収集する必要があると認める場合

が想定される。

とする。

- ② 情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、I の 2 (3)の規定による当該緊急事態等に関するファクトシートを作成していないときは、①の規定により収集された科学的知見を基に、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートを速やかに作成することとする。
- ③ 情報・緊急時対応課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、①の規定により収集された科学的知見を基に、②の規定によるファクトシートの作成と併せて、必要に応じ、評価課及び勧告広報課と連携して、ファクトシートに関するQ&Aを作成することとする。

(2) 現地派遣による情報収集等

① 職員等の現地派遣の決定

委員長は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、直ちに、委員及び事務局長等との間で、職員等の現地派遣による情報収集の必要性について検討を行い、必要があると認めるときは、事務局長に対し、速やかに職員等を現地派遣するよう指示することとする。

具体的に、職員等の現地派遣が必要となり得る場合としては、主に、

- ・ 食中毒等による緊急事態等の発生に伴い現地対策本部等が設置され、現地において集約された情報収集が必要であると認める場合
- ・ 委員会及びリスク管理機関により、合同調査チーム等が派遣される場合
- ・ 委員又は専門委員が、科学的知見に基づき、現地で直接に情報を収集する必要があると認める場合が想定される。

<p>② 派遣された職員等の現地における活動 (略)</p> <p>(3) 調査による情報収集 (略)</p> <p><u>2</u> 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション</p> <p>(1) 勧告広報課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、<u>V 1</u> (1) ②の規定において作成されたファクトシート等を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、<u>また、地方公共団体等関係機関の協力を得てきめ細かく国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。</u></p> <p>また、リスクコミュニケーション官とともに、<u>消費者庁及びリスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。</u></p> <p>(2) (1) の規定による情報提供を行うに当たっては、情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、<u>消費者庁及びリスク管理機関と相互に十分な調整を図ることとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報・緊急時対応課は、収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、<u>Ⅲ 2</u> (1) ①に掲げる情報収集先等に対し、速やかに情報を提供することとする。</p>	<p>② 派遣された職員等の現地における活動 (略)</p> <p>(3) 調査による情報収集 (略)</p> <p><u>3</u> 緊急時における情報提供及びリスクコミュニケーション</p> <p>(1) 勧告広報課は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合には、<u>Ⅲの 2</u> (1) ②の規定において作成されたファクトシート等を速やかにホームページに掲載するなど、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、国民に対し迅速かつ適切に当該緊急事態等に関する科学的知見を提供する。</p> <p>また、リスクコミュニケーション官とともに、リスク管理機関と緊密に連携しつつ、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の当該緊急事態等に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。</p> <p>(2) (1) の規定による情報提供を行うに当たっては、情報・緊急時対応課が、広報の内容、発表時期及び方法等について、リスク管理機関と相互に十分な調整を図ることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報・緊急時対応課は、収集した当該緊急事態等に関する情報等について、必要に応じ、<u>Iの 2</u> (1) ①に掲げる情報収集先等に対し、速やかに情報を提供することとする。</p>
--	--

<p><u>3</u> 食品健康影響評価等</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p><u>(3) 委員会は、緊急事態等の事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施する等により迅速かつ柔軟に対応することとする。</u></p> <p>(4) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。</p> <p><u>4</u> 勧告及び意見</p> <p>(略)</p> <p><u>5</u> 科学的見地からの<u>消費者庁及び</u>リスク管理機関に対する助言</p> <p>委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要であると認めるときは、科学的見地から、<u>消費者庁及び</u>リスク管理機関に対する助言を行うこととする。</p> <p><u>VI</u> その他</p> <p>1 緊急事態等の収束</p> <p>緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。</p>	<p><u>4</u> 食品健康影響評価</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努めることとする。</p> <p><u>5</u> 勧告及び意見</p> <p>(略)</p> <p><u>6</u> 科学的見地からのリスク管理機関に対する助言</p> <p>委員会は、食中毒等による緊急事態等が発生した場合において、委員会会合における審議の結果、必要であると認めるときは、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言を行うこととする。</p> <p><u>IV</u> その他</p> <p>1 緊急事態等の収束</p> <p><u>(1) 緊急対策本部が設置された場合</u></p> <p><u>食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置された場合には、緊急対策本部長による緊急対策本部の解散をもって、緊急事態等の収束とする。</u></p> <p><u>なお、委員長は、委員会会合における審議結果等を踏まえ、必要に応じ、緊急対策本部長に対し、緊急対策本部の解散について助言を行うこととする。</u></p>
---	---

2 事後検証及び指針の改定

(1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、IVに定める初動対応を行った者は、「緊急時における対応記録票」（別紙様式2）により、実施した対応等の記録を行い、速やかに情報・緊急時対応課へ提出することとする。

(2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、消費者庁により緊急対策本部が設置され、又は関係府省庁連絡会議が開催された場合には、緊急時対応専門調査会に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。

なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、消費者庁及びリスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告するよう依頼することとする。

(2) 緊急対策本部が設置されなかった場合

食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部は設置されなかったが、関係府省連絡会議が開催された場合には、委員会は、関係府省連絡会議の対応状況、専門調査会における審議結果及び社会的反響等を勘案し、緊急事態等の収束について判断することとする。

(3) その他

(1) 及び (2) の規定により緊急事態等が収束したものとされた場合においても、引き続き情報の収集及び国民への科学的知見の提供等を行うことにより、当該緊急事態等の再発の防止に努めることとする。

2 事後検証及び指針の改定

(1) 食中毒等の緊急事態等の発生に際し、II 及び IIIに定める緊急時対応を行った者は、「緊急時における対応記録票」（別紙様式2）により、実施した対応等の記録を行い、速やかに情報・緊急時対応課へ提出することとする。

(2) 委員会は、食中毒等による緊急事態等の発生に際し、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、緊急時対応専門調査会に対し、情報・緊急時対応課が作成した緊急時対応の記録等に基づき検証を行い、当該緊急時対応の問題点や改善点等について、検討するよう指示することとする。

なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要であると認めるときは、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。

(3) (略)

3 その他

本指針に定めるもののほか、委員会による緊急事態等への対応に関し必要な事項は、委員長が別に定めることとする。

(3) (略)

(別紙様式1)

消費者安全情報の通報受付シート 兼 消費者安全情報総括官 通報シート

通報日時	平成 年 月 日 () (時 分)		
連絡窓口担当者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL (- -)	
受 付 者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL (- -)	
通 報 者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL (- -)	
通報の内容	発生日時	平成 年 月 日 () (時 分)	
	発生場所		
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	患者数・死者数		
	原因食品・製品・施設 (食品の場合) 病因物質	(推定・確定)	
	発生状況及び被害の内容		
	措置状況		
	緊急度	高い	不明
備 考			

(注) 論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入手すること。

(注) 緊急度は、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要性について、被害の拡大の観点や社会的な関心の動向等から記入すること。

(別紙様式2) (略)

(別紙様式1)

消費者被害情報の通報受付シート 兼 消費者安全情報総括官情報共有シート

通報日時	平成 年 月 日 () (時 分)		
連絡窓口担当者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL (- -)	
受 付 者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL (- -)	
通 報 者	所 属		
	氏 名		
	連 絡 先	TEL (- -)	
通報の内容	発生日時	平成 年 月 日 () (時 分)	
	発生場所		
通報の内容 (別添資料に代える場合はその旨記載。)	患者数・死者数		
	原因食品・製品・施設 (食品の場合) 病因物質	(推定・確定)	
	発生状況及び被害の内容		
	措置状況		
	緊急度	高い	不明
備 考			

(注) 論文や報道等の関連情報がある場合には、論文名、報道機関名等を「備考」に記入し、その資料を入手すること。

(注) 緊急度は、緊急に政府全体として幅広く取り組む必要性について、被害の拡大の観点や社会的な関心の動向等から記入すること。

(別紙様式2) (略)

(別添1)

食品安全委員会第一次参集要員等

【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)

情報・緊急時対応課	課長補佐(管理担当) 課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当) 課長補佐(情報担当) 緊急時対応係長
-----------	--

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
評価課	課長補佐(微生物・ウイルス・プリオン・自然毒担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長
原因が化学物質系の場合	
評価課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(残留農業担当) 課長補佐(残留動物用医薬品・ 化学物質・汚染物質等担当)
情報・緊急時対応課	情報第1係長
原因が新食品等の場合	
評価課	課長補佐(新食品等・飼料・肥料等担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長

(別添1)

食品安全委員会第一次参集要員等

【第一次参集要員】(原因にかかわらず緊急時に参集)

情報・緊急時対応課	課長補佐(管理担当) 課長補佐(緊急時対応・国際・調査担当) 課長補佐(情報担当) 緊急時対応係長
-----------	--

【原因別参集要員】(原因により必要に応じて参集)

原因が生物系の場合	
評価課	課長補佐(微生物・ウイルス・プリオン・自然毒担当)
情報・緊急時対応課	情報第2係長
原因が化学物質系の場合	
評価課	課長補佐(添加物担当) 課長補佐(残留農業担当) 課長補佐(残留動物用医薬品・ 化学物質・汚染物質等担当)
情報・緊急時対応課	情報第1係長
原因が新食品等の場合	
評価課	課長補佐(新食品等・飼料・肥料等担当)
情報・緊急時対応課	情報第3係長

(別添2)

消費者庁及びリスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

■ 消費者庁 (代表) 03-3507-8800

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費者安全課	03-3507-9263	03-3507-9290
【関係課】		
・ 政策調整課		

■ 厚生労働省 (代表) 03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬食品局食品安全部企画情報課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
・ 医薬食品局食品安全部基準審査課 ・ 医薬食品局食品安全部監視安全課		

■ 農林水産省 (代表) 03-3502-8111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官	03-3502-2319	03-3597-0329
【関係課】		
・ 消費・安全局総務課 ・ 消費・安全局消費・安全政策課 ・ 消費・安全局国際基準課 ・ 消費・安全局表示・規格課 ・ 消費・安全局農産安全管理課 ・ 消費・安全局畜産安全管理課 ・ 消費・安全局植物防疫課 ・ 消費・安全局動物衛生課		

■ 環境省 (代表) 03-3581-3351

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
水・大気環境局土壌環境課	03-5521-8322	03-3501-2717

(別添2)

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧

■ 厚生労働省 (代表) 03-5253-1111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
医薬食品局食品安全部企画情報課	03-3595-2326	03-3503-7965
【関係課】		
・ 医薬食品局食品安全部基準審査課 ・ 医薬食品局食品安全部監視安全課		

■ 農林水産省 (代表) 03-3502-8111

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
消費・安全局消費・安全政策課食品安全危機管理官	03-3502-2319	03-3597-0329
【関係課】		
・ 消費・安全局総務課 ・ 消費・安全局消費・安全政策課 ・ 消費・安全局国際基準課 ・ 消費・安全局表示・規格課 ・ 消費・安全局農産安全管理課 ・ 消費・安全局畜産安全管理課 ・ 消費・安全局植物防疫課 ・ 消費・安全局動物衛生課		

■ 環境省 (代表) 03-3581-3351

【情報連絡窓口】	直通電話番号	FAX番号
水・大気環境局土壌環境課	03-5521-8322	03-3501-2717

(別添3) (略)

(別添4-①)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

- 消費者安全情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官通報シート
(別紙様式1)
- 食品安全委員会緊急時連絡ルート (別添3)

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通報 受理	<input type="checkbox"/> 消費者安全情報の通報受付シートを用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ <input type="checkbox"/> 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに、FAX等による資料の送付を依頼したか？
情報 連絡	<input type="checkbox"/> 聴取した情報の内容について、速やかに情報・緊急時対応課を通じ、同課長まで情報連絡を行ったか？ ◇ 情報・緊急時対応課及び同課長まで連絡がつかなかった場合において、事務局長（委員長）まで速やかに情報連絡を行ったか？ ※ 情報提供者が消費者庁及びリスク管理機関の職員以外である場合 <input type="checkbox"/> 情報・緊急時対応課は、消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口に対し、速やかに情報連絡を行ったか？

(別添3) (同左)

(別添4-①)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時～

【主に用意すべき資料・様式】

- 消費者被害情報の通報受付シート兼消費者安全情報総括官情報共有シート
(別紙様式1)
- 食品安全委員会緊急時連絡ルート (別添3)

【食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の受理時に受付者が行うべき事項】

通報 受理	<input type="checkbox"/> 消費者被害情報の通報受付シートを用い、必要な情報を漏れなく聴取したか？ <input type="checkbox"/> 情報提供者に対し、論文や報道等の関連情報の有無を確認し、論文名、報道機関名等を詳細に聴取するとともに、FAX等による資料の送付を依頼したか？
情報 連絡	<input type="checkbox"/> 聴取した情報の内容について、速やかに情報・緊急時対応課を通じ、同課長まで情報連絡を行ったか？ ◇ 情報・緊急時対応課及び同課長まで連絡がつかなかった場合において、事務局長（委員長）まで速やかに情報連絡を行ったか？ ※ 情報提供者がリスク管理機関の職員以外である場合 <input type="checkbox"/> 情報・緊急時対応課は、リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、速やかに情報連絡を行ったか？

(別添4-②)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

- 食品安全委員会第一次参集要員等（別添1）
- 消費者庁及びリスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）
- 食品安全委員会緊急時連絡ルート（別添3）

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

情報 時・ 対緊 急 課	<input type="checkbox"/> 受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当する のか？ ◇該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ ◇他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？ <input type="checkbox"/> 委員会委員 <input type="checkbox"/> 次長 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 評価課 <input type="checkbox"/> 勧告広報課
事 務 局 長	<input type="checkbox"/> 委員長に速やかに情報連絡を行ったか？ <input type="checkbox"/> 第一次参集要員等の参集が必要かどうかを判断し、情報・緊急時対応課 長に指示したか？（夜間休日に限る） <input type="checkbox"/> 委員長からの指示を受け、食品安全担当大臣又は内閣情報調査室に速や かに報告を行ったか？
委 員 長	<input type="checkbox"/> 初動対応の方針を決定するため、委員・事務局会議の開催が必要か？ <input type="checkbox"/> 食品安全担当大臣、内閣情報調査室に対する報告が必要か？ ◇必要と判断した場合、事務局長に対し、食品安全担当大臣又は内閣情 報調査室への報告を行うよう指示したか？

(別添4-②)

緊急時における対応チェックリスト
～食中毒等による緊急事態等の発生に関する情報の連絡時～

【主に用意すべき資料・様式】

- 食品安全委員会第一次参集要員等（別添1）
- リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）
- 食品安全委員会緊急時連絡ルート（別添3）

【委員会内への情報連絡時に判断、実施すべき事項】

情報 時・ 対緊 急 課	<input type="checkbox"/> 受付者から情報連絡を受けた食中毒等の情報は、緊急事態等に該当する のか？ ◇該当すると判断した場合に事務局長に速やかに情報連絡を行ったか？ ◇他に情報連絡が必要な委員、職員等に連絡したか？ <input type="checkbox"/> 委員会委員 <input type="checkbox"/> 次長 <input type="checkbox"/> 総務課 <input type="checkbox"/> 評価課 <input type="checkbox"/> 勧告広報課
事 務 局 長	<input type="checkbox"/> 委員長に速やかに情報連絡を行ったか？ <input type="checkbox"/> 第一次参集要員等の参集が必要かどうかを判断し、情報・緊急時対応課 長に指示したか？（夜間休日に限る） <input type="checkbox"/> 委員長からの指示を受け、食品安全担当大臣又は内閣情報調査室に速や かに報告を行ったか？
委 員 長	<input type="checkbox"/> 初動対応の方針を決定するため、委員・事務局会議の開催が必要か？ <input type="checkbox"/> 食品安全担当大臣、内閣情報調査室に対する報告が必要か？ ◇必要と判断した場合、事務局長に対し、食品安全担当大臣又は内閣情 報調査室への報告を行うよう指示したか？

(別添4-③)

緊急時における対応チェックリスト
～第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

消費者庁及びリスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	<input type="checkbox"/> 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ <input type="checkbox"/> 収集した情報はどこまで連絡済か？ ◇他に情報連絡又は参集が必要な職員はいないか？ ◇消費者庁及びリスク管理機関の情報連絡窓口に対し、情報連絡を行ったか？ <input type="checkbox"/> 消費者庁 <input type="checkbox"/> 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 農林水産省 <input type="checkbox"/> 環境省
情報収集等	<input type="checkbox"/> どこから情報を収集すべきか？ ◇消費者庁及びリスク管理機関の関係課はどこか？ ◇関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） <input type="checkbox"/> 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ ◇他の専門家の紹介依頼が必要か？ <input type="checkbox"/> 作成した資料等はどこまで配付すべきか？（FAX等の送付）

(別添4-③)

緊急時における対応チェックリスト
～第一次参集要員等の参集時～

【主に用意すべき資料・様式】

リスク管理機関情報連絡窓口及び関係課一覧（別添2）

【第一次参集要員等が参集時において行うべき事項】

状況把握	<input type="checkbox"/> 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ <input type="checkbox"/> 収集した情報はどこまで連絡済か？ ◇他に情報連絡又は参集が必要な職員はいないか？ ◇リスク管理機関の情報連絡窓口に対し、情報連絡を行ったか？ <input type="checkbox"/> 厚生労働省 <input type="checkbox"/> 農林水産省 <input type="checkbox"/> 環境省
情報収集等	<input type="checkbox"/> どこから情報を収集すべきか？ ◇リスク管理機関の関係課はどこか？ ◇関係機関はどこか？（試験研究機関、国際機関等） <input type="checkbox"/> 当該緊急事態等に係る危害要因を専門とする委員、専門委員は誰か？ ◇他の専門家の紹介依頼が必要か？ <input type="checkbox"/> 作成した資料等はどこまで配付すべきか？（FAX等の送付）

(別添4-④)

緊急時における対応チェックリスト
～委員・事務局会議の開催時～

【委員・事務局会議において確認・決定すべきと考えられる事項】

状況把握・確認事項	<input type="checkbox"/> 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ <input type="checkbox"/> 過去に発生したことがあるか？（海外での発生状況を含む） <input type="checkbox"/> 厚生労働省・農林水産省等の対応状況はどうか？適切に行われているか？ <input type="checkbox"/> マスメディア及び国民の反応はどうか？ ◇どのように報道されているのか？ ◇委員会への問合せはあるか？（マスメディア、食の安全ダイヤル等） ◇風評被害の可能性はあるか？ <input type="checkbox"/> 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？（時期、方法等）
委員会合の開催	<input type="checkbox"/> 委員会合において審議する必要があるか？ ◇委員会合の開催時期は？（臨時開催の必要性） ◇臨時開催の場合、開催に係るプレスリリースの時期は？ <input type="checkbox"/> 消費者庁及びリスク管理機関から、緊急事態等の概要等に関する報告するよう依頼する必要があるか？ <input type="checkbox"/> 専門委員、専門家に対する出席依頼が必要か？ <input type="checkbox"/> 専門調査会の開催が必要か？ ◇どの専門調査会の開催が必要か？ ◇専門調査会の開催時期は？

【必要に応じて決定すべき事項】

今後の対応策	<input type="checkbox"/> 食品安全行政に関する関係府省庁連絡会議を開催すべきか？ <input type="checkbox"/> 現地派遣による情報収集を行う必要があるか？ ◇誰を派遣すべきか？（委員、専門委員、職員） <input type="checkbox"/> 食品健康影響評価を行う必要があるか？ ◇リスク管理機関から要請はあるか？自ら行う必要があるか？ <input type="checkbox"/> リスク管理機関に対し、科学的見地から助言を行う必要があるか？ <input type="checkbox"/> どのように情報提供を行うべきか？ ◇どのような内容のファクトシート等をHP上に掲載するのか？ ◇HP以外の媒体を用いた情報提供を行うのか？
--------	--

(別添4-④)

緊急時における対応チェックリスト
～委員・事務局会議の開催時～

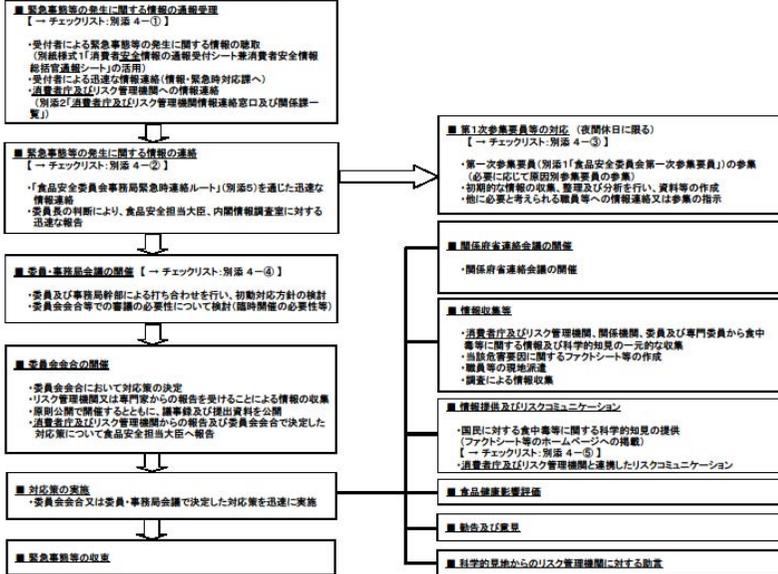
【委員・事務局会議において確認・決定すべきと考えられる事項】

状況把握・確認事項	<input type="checkbox"/> 収集した情報（発生状況、原因食品等）はどのようなものか？ <input type="checkbox"/> 過去に発生したことがあるか？（海外での発生状況を含む） <input type="checkbox"/> 厚生労働省・農林水産省等の対応状況はどうか？適切に行われているか？ <input type="checkbox"/> マスメディア及び国民の反応はどうか？ ◇どのように報道されているのか？ ◇委員会への問合せはあるか？（マスメディア、食の安全ダイヤル等） ◇風評被害の可能性はあるか？ <input type="checkbox"/> 食品安全担当大臣に対する報告が必要か？（時期、方法等）
委員会合の開催	<input type="checkbox"/> 委員会合において審議する必要があるか？ ◇委員会合の開催時期は？（臨時開催の必要性） ◇臨時開催の場合、開催に係るプレスリリースの時期は？ <input type="checkbox"/> リスク管理機関から、緊急事態等の概要等に関する報告を受ける必要があるか？ <input type="checkbox"/> 専門委員、専門家に対する出席依頼が必要か？ <input type="checkbox"/> <u>委員会合の終了後、記者会見が必要か？</u> <u>◇記者会見の場所、出席者はどうするか？</u> <input type="checkbox"/> 専門調査会の開催が必要か？ ◇どの専門調査会の開催が必要か？ ◇専門調査会の開催時期は？

【必要に応じて決定すべき事項】

今後の対応策	<input type="checkbox"/> <u>食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のため、緊急協議の実施を助言する必要があるか？</u> <input type="checkbox"/> 食品安全行政に関する関係府省庁連絡会議を開催すべきか？ <input type="checkbox"/> 現地派遣による情報収集を行う必要があるか？ ◇誰を派遣すべきか？（委員、専門委員、職員） <input type="checkbox"/> 食品健康影響評価を行う必要があるか？ ◇リスク管理機関から要請はあるか？自ら行う必要があるか？ <input type="checkbox"/> リスク管理機関に対し、科学的見地から助言を行う必要があるか？ <input type="checkbox"/> どのように情報提供を行うべきか？ ◇どのような内容のファクトシート等をHP上に掲載するのか？ ◇HP以外の媒体を用いた情報提供を行うのか？
--------	--

食品安全委員会緊急時対応指針における緊急時対応の流れ



食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針における緊急時対応の流れ

